

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長
(ワールド・カップサッカー大会に関する消防庁連絡会議議長)

ワールドカップサッカー大会開催期間中における災害情報連絡の徹底
について(通知)

来たる5月31日(金)から6月30日(日)までの間、ワールドカップサッカー大会の開催が予定されており、国内外から多数の選手・役員、観客の参加、要人等の臨席が見込まれております。大会の開催に当たり、安全かつ円滑な進行を確保する観点から、これらに関連する災害等情報の連絡について一層の徹底を図る必要があります。

火災・災害等による被害状況等の即報については、「火災・災害等速即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号)に基づき報告されているところであり、また、ワールドカップサッカー大会に係るテロ災害時の即報については、「ワールドカップサッカー大会開催を踏まえたテロ対策の強化について」(平成14年3月25日付け総行自第24号)において連絡体制の再点検をお願いしているところですが、今大会の重要性に鑑み、大会開催期間を重点徹底期間として設定することとしますので、情報の収集・伝達等について適切に対処いただくようお願いします。また、貴都道府県内市町村及び関係消防機関に対してもこの旨周知していただくようお願いします。

なお、報告に当たっては、「災害時における被害状況等の報告について」(平成8年7月18日付け消防情第39号)及び「消防庁への被害状況等の報告先の変更について」(平成13年10月24日付け消防情第150号)の趣旨が関係者に徹底されるようお願いします。

記

1 重点徹底期間

ワールドカップサッカー大会開催期間 平成14年5月31日(金)から6月30日(日)まで

2 報告を要する火災・災害等

多数の観客が見込まれ、5人以上の死者が生じた救急事故等、従来から報告要件に該当している火災・災害等のもとより、以下に例示するようなワールドカップサッカー大会に関連する火災・災害等についても、社会的影響度が高いものとして報告を願いたい。

(例示)

(1) 火災

ア ワールドカップサッカー大会関係施設の火災

イ ワールドカップサッカー大会選手等(別に定める者をいう。以下同じ。)を輸送する車両、列車、航空機等の火災。

(2) 救急・救助事故

ア ワールドカップサッカー大会選手等を輸送する車両、列車、航空機等の事故に伴う救急・救助事故。

イ ワールドカップサッカー大会試合中及びその前後に競技場又はその周辺で発生した事件(フーリガンによる争乱)・事故に伴う救急・救助事故。

ウ ワールドカップサッカー大会関係施設の設備(エレベーター等)故障に伴う救急・救助事故。

エ ワールドカップサッカー大会選手等の急病等に伴う救急搬送。

(3) 災害

ワールドカップサッカー大会関係施設又はその周辺において、地震、風水害、テロ等により、人的被害又は住家被害が生じた場合。

(4) その他

観光客関係の火災・救助事案等で即報基準を満たさない場合にあっては、適宜、消防庁に確認を行う等して、報告を行うものとする。なお、消防庁において覚知した事案等について、報告を求める場合もあるので留意されたい。

(ワールドカップサッカー大会選手等)

以下のものをいう。

ア ワールドカップサッカー大会選手・選手団役員、観客

イ ワールドカップサッカー大会関係組織(FIFA、FIFA2002年ワールドカップ組織委員会、JAWOC、KOWOC、JFA、KFA)の役員

ウ 各国政府代表、皇族、内閣閣僚、国会議員、知事、市町村長

注) F I F A : 国際サッカー協会

J A W O C : 2 0 0 2 年 F I F A ワールドカップ日本組織委員会

K O W O C : 2 0 0 2 年 F I F A ワールドカップ韓国組織委員会

J F A : 日本サッカー協会

K F A : 大韓サッカー協会

3 報告様式等

(1) 報告様式

災害発生時における第1報は、火災、救急・救助事故等の種別にかかわらず、原則として別記様式によるものとし、第2報以降については、「火災・災害等即報要領」における所定様式を使用するものとする。

また、すでに「火災・災害等即報要領」における所定様式に基づき消防庁に報告している事案がワールドカップサッカー大会関連事案であることが判明したときは、改めて別記様式による報告を行う必要はないものであり、この場合、直ちにその旨を従来の報告様式中の備考欄に明記して報告すること。

なお、ワールドカップサッカー大会関係事案で、独自の様式を作成・使用している場合は、当該様式を以て報告することも差し支えない。

(2) 報告手続

該当する火災・災害等を覚知したときには、市町村は、第1報を都道府県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

4 重点徹底期間以外の対応

ワールドカップサッカー大会参加国が行う国内キャンプ地等における同種事案や大会終了後に関連が明らかになった同種事案等についても、これに準じて報告を願いたい。

防災課

担当：木戸防災第三係長

電話 03-5253-5111(内7765)

ファクス 03-5253-7535

防災情報室

担当：臼井情報企画係長

電話 03-5253-5111(内7805)

ファクス 03-5253-7536